

レポート連載「欧州グリーンディール Policy Insights」(Vol.1~Vol.20)に掲載された用語説明の内容を更新・一部追加して一覧にしました。  
本資料の内容は別途記載がない限り2022年12月末時点の情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。

(作成：一般財団法人 日欧産業協力センター 主席研究員 新開 裕子)

---

### (Vol.1) 2021年4月号：欧州グリーンディール概要

気候行動総局 (DG CLIMA : Directorate  
General for Climate Action)

「総局」とは欧州委員会の組織であり、日本の省庁のように特定の政策分野や業務を担う。2010年2月に設置された気候行動総局は気候変動に対する欧州委員会の取組を先導しており、欧州グリーンディールを推進する役割を担っている。

欧州気候法 (European Climate Law)

EUにおける2050年までの気候中立目標達成に法的拘束力を持たせる立法。欧州議会は1990年比で60%の温室効果ガス削減目標を提案したが、最終的にはEU理事会の求めていた55%の削減で合意。2021年6月28日、EU理事会は「欧州気候法」を採択した。既存の関連政策の見直しや、各国における温室効果ガス排出の削減状況と達成目標の整合性を5年ごとに評価すること等を定めている。

EU排出量取引システム (EU-ETS : EU  
Emissions Trading System)

EUにおける温室効果ガスの排出量取引制度。排出できる量の上限を予め定め、上限との差分の排出枠を取引（余れば売る、足りなければ買う）できる「キャップ・アンド・トレード方式」を採用している。2005年の開始より徐々に上限を下げ、排出量の多い産業を中心に対象となる産業を広げることで取組を強化してきた。現在はEUにおける温室効果ガス排出量の約40%をカバーしている。2021年7月公表のFit for 55政策パッケージにEU-ETS改正指令案が含まれ、適用対象の拡大や無償割当の段階的削減（最終的には廃止）等が盛り込まれた。2022年12月、EU理事会と欧州議会は改正指令案について暫定合意に達したと発表。EU理事会と欧州議会の採択を経て施行される見込み。

炭素国境調整メカニズム（CBAM :  
Carbon Border Adjustment  
Mechanism）

気候変動対策の不十分な国からの輸入品に炭素課金を行う仕組みで、2021年7月14日に欧州委員会が規則案を公表した。EUの温室効果ガス排出量削減の取組が相対的に強いことで、域内への輸入品の過度な流入や取組の弱い国への産業の流出が生じ、結果的に世界全体での排出量削減に繋がらなくなること（カーボン・リーケージ）を防ぐ目的。欧州委員会のCBAM規則案について、2022年12月、EU理事会と欧州議会は政治的な暫定合意に達したと発表した。正式な採択を経て、2023年10月から移行期間が始まり報告義務が適用される予定。政治合意に関するEU理事会の発表によれば、適用対象には鉄・鉄鋼、セメント、アルミニウム、肥料、水素、電力等が含まれる。

エネルギー課税指令（Energy Taxation  
Directive）

2003年に発効した本指令は、輸送用・熱利用の燃料や電力に対してのEU共通の最低税率を定めた。2021年7月に公表された改正案には、課税方式を重量ベースからエネルギー含有量や環境性能に応じた方式に変更することや、化石燃料の最低税率の引き上げ、再生可能エネルギーの最低税率の引き下げ、対象に域内航空や海運を追加すること等が挙げられている。

## （Vol.2）2021年5月号：欧州統合の歩みと環境政策

フォン・デア・ライエン欧州委員長  
（European Commission President  
Ursula von der Leyen）

1958年ベルギーのブリュッセル生まれ。1990年ドイツのキリスト教民主同盟（CDU）入党。2013年から第3次、第4次メルケル内閣においてドイツ国防大臣を務めた。2019年に第13代欧州委員会委員長に就任。欧州委員会は、EUにおいて主に立案提出と政策の遂行を担う機関で、同委員長は欧州委員会初の女性委員長。2019年から2024年までの任期において、欧州グリーンディールを含む6つの優先課題を掲げている。

パリ協定（Paris Agreement）

2015年の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択され、翌年に発効した温室効果ガス排出削減等を目的とした国際的枠組み。京都議定書の後継として採択され、長期目標は世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保ち1.5℃に抑える努力をすること。途上国を含む全ての参加国に排出削減努力を求めるとともに、途上国の持続可能な開発を支援する資金や技術供与の仕組みも整備。パリ協定では、全ての国が温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献（NDC）」として5年毎に提出・更新する義務がある。また、NDCとは別に、各国は長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略を作成し、通報するよう努力すべきとされる（パリ協定第4条19）。

炭素中立 (Carbon neutral)	温室効果ガスの一種である二酸化炭素の実質排出量をゼロにすること。ここで実質排出量ゼロとは、排出量から森林等の吸収源やCCS (二酸化炭素回収・貯留) 等による除去量との間の均衡を達成すること。欧州グリーンディールでは、2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにする「気候中立 (Climate neutral) 」を目指す。
環境行動計画 (Environmental Action Programmes)	環境行動計画はEUの環境政策の大綱であり、1973年に策定された「第1次環境行動計画」以降5年から10年ごとに策定されている。現行の計画は2022年5月に発効した「第8次環境行動計画」で、2030年までを期間とする。温室効果ガス削減目標を含む6つのテーマ別優先目標を設定している。
単一欧州議定書 (Single European Act)	1985年12月のヨーロッパ理事会において採択、1987年7月から発効。ローマ条約の改正を含む、「モノ、ヒト、サービス、資本の自由な移動」が確保された域内市場確立に向けた目標を明文化したものの。ローマ条約を改正し初めて環境に関する条項 (130r条、130s条、130t条) が盛り込まれた。
ローマ条約 (Treaty of Rome)	1957年、当時の欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC)加盟6カ国 (フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク) が調印。これにより欧州経済共同体 (EEC) と欧州原子力共同体 (EURATOM) が発足。それぞれの設立目的は、関税同盟を中心とした「共同市場」 (common market) の設立と経済統合、原子力エネルギー分野での共同管理の推進。ECSC、EEC、EURATOMの3共同体は1967年の機関統合条約によって主要な運営機関が統合されることになる。
マーストリヒト条約 (Maastricht Treaty)	1992年に調印、翌年発効した「欧州連合条約」 (Treaty on European Union) の通称。これによりEUが誕生。欧州統合の政策分野として①既存の3共同体を第1の柱として超国家的統合を行う分野、②共通外務・安全保障政策、③司法・内務協力の三本柱を掲げた。また、単一通貨ユーロ導入の実現のための手順も規定された。
デカップリング (Decoupling)	元は二つのものを「切り離す」という意味。様々な専門分野で用いられることで表わす内容が異なる。環境分野においては、連動しがちな「経済成長」と「天然資源の利用」や「環境影響」を切り離すことを指し、例えば資源消費量を抑えた上での経済成長を目指す際に用いられる。

アムステルダム条約 (Treaty of Amsterdam)

1997年に調印、1999年に発効した欧州連合条約と欧州共同体設立条約等を改正する条約。EUの基本目標の1つとして、「自由・安全・司法領域」の構築を規定。司法・内務協力のうち、警察・刑事司法協力以外の分野を第3の柱から第1の柱（超国家的統合の枠組み）に移管。また、本条約によりEU枠外の国際協定であったシェンゲン協定がEUの政策領域に編入された。

カーディフ・プロセス (Cardiff Process)

直接的には環境問題と関係のない政策領域においても環境への配慮を求める「環境統合」が訴えられるようになったことに伴い、1998年に英国にあるカーディフで行われた欧州理事会において提唱されたプロセス。環境問題への対策のため、運輸やエネルギー、農業など環境以外の分野に対して環境に配慮することを求め、目標設定や結果のモニタリングを制度化した。

京都議定書 (Kyoto Protocol)

1997年に京都で開催された国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP3) で採択され2005年に発効した、主に先進国による温室効果ガス排出削減を定めた条約。2008年から2012年の間 (第1約束期間) に1990年比で平均して約5%の温室効果ガス排出削減目標が立てられた。京都議定書は2020年までの枠組みであり、パリ協定はこれを引き継ぐかたちで採択された。

EUバブル (EU bubble)

国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP3) でEUは、一つの共同体として他の締約国と同等の責務を果たすとの考えの下、EU全体として削減目標 (第1約束期間に1990年比8%減) を達成する「EUバブル」を提案した。EU全体の目標とともに加盟国別に削減目標を設定し、この国別目標では各国の事情を反映して、8%を大きく上回って削減する国、現状維持にとどめる国、1990年よりも増加させることが認められている国などあり、国ごとの違いを許容。交渉の末、最終的には京都議定書第4条に「共同達成」として定められた。

リスボン条約 (Treaty of Lisbon)

2007年に調印、2009年に発効した、EUの機構制度改革を目指した条約。EUに単一の法人格が与えられ、欧州議会の権限強化や外交目的のポスト・機関の新設等が行われた。また本条約により「欧州共同体設立条約」は「欧州連合の機能に関する条約」 (「EU機能条約」) に改められた。尚、リスボン条約は既存の基本条約を改正するものであり、それに代わるものではない。

‘Leave no one behind’

もとは2015年に国際サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）における、取組みの過程で「誰一人取り残さない」ことを謳った理念。欧州グリーンディールにおいては域内のすべての国や社会のあらゆる立場の人を取り残さずに巻き込むという理念を示している。気候中立への移行の過程で大きな影響を受ける、化石燃料への依存度が高い地域やセクター向け支援「Just Transition Mechanism（公正な移行メカニズム）」もその理念に基づく政策のひとつ。

### **(Vol.3) 2021年6月号 : EUの炭素国境調整メカニズム (CBAM) 概論**

Fit for 55 package

欧州グリーンディールのもと、2030年までに55%の温室効果ガス排出削減を達成するため、EUの法律を改正し、新たな諸施策を導入する政策パッケージ。2021年7月（一部12月）に発表され、排出量取引制度（EU-ETS）の強化や炭素国境調整メカニズム（CBAM）などが盛り込まれている。

キャップ&トレード（Cap and trade）

排出量取引制度の代表的な手法で、EU排出量取引システム（EU-ETS）でも用いられる。対象となる施設等からの温室効果ガス排出可能量に上限（キャップ）を設定し、規制対象者には上限内に納める義務の履行手段として排出枠の取引（トレード）を認める。またこれによる排出枠の取引市場が形成される。キャップの設定により排出量削減の確実性が担保されるのに加え、単純な排出量規制よりも規制対象者が削減手段を選択できる点で柔軟性が高く、社会全体で経済効率的に排出量の削減ができるとされる。

無償割当（Free allocation）

EU排出量取引システム（EU-ETS）において、対象者に無償で割り当てられる排出枠。取引所等で取引されるオークションと対比される。無償割当の範囲は年々狭められてきているが、カーボン・リーケージのリスクが高い産業分野を中心に無償割当が付与されている。EU-ETS改正案において、CBAMの段階的導入に伴い、EU-ETSの無償割当は段階的廃止が予定されている。

市場安定化リザーブ (MSR: Market Stability Reserve)

EU排出量取引システム (EU-ETS) において、排出枠取引市場を長期的に安定化するための制度であり、EUではフェーズ3の期間中 (2019年1月) に導入された。MSRは、あらかじめ定義された条件に従ってオークション量を調整する客観的なメカニズム。市場の余剰分が一定量を超えた際にオークションの延期によって一定量の枠を保存 (リザーブ) し、逆に余剰不足の際にオークションを行って排出枠を市場に投入することで、価格の安定化を図る。

ベンチマーク方式 (Allocation based on benchmarks)

EU排出量取引システム (EU-ETS) において、利用可能な最善の技術を利用した場合のエネルギー効率を示す数値をベンチマーク値としてセクターごとに算出し、規制対象者への排出枠の割当量を算定する方法。汚染者負担原則に基づき、ベンチマーク値に到達していない事業者ほど割り当てられる排出枠が小さくなる。そのため省エネ対策などの排出削減努力を怠る事業者は負担コストが大きくなり、先行して対策を行った事業者には有利に働く仕組みとなっている。EU-ETSではフェーズ3から採用された。

オークション (Auctioning)

EU排出量取引システム (EU-ETS) の有償割当では、オークション (競売) により排出枠が取引される。また、オークションは市場安定化リザーブによって欧州委員会がリザーブした排出枠を市場投入する際にも用いられる。EU-ETSではオークションの割合を増やすことで取組の強化が図られてきている。(特にフェーズ3以降、排出枠の獲得は原則的にオークションが用いられ、電力セクターは一部の例外を除いて、無償割当がゼロとなった。) オークション収益は、再生可能エネルギーやエネルギー効率化への支援などに使われる。

カーボン・リーケージ・リスクの定量評価手法 (Carbon Leakage Exposure Factor)

各産業セクターがカーボン・リーケージのリスクにどの程度さらされているかを測る手法。EU-ETSの実施によって各セクターにもたらされるコストの大きさや、EU域外との貿易への依存度など一定の基準が設定されている。基準を満たすセクターは重大なカーボン・リーケージの可能性があるとみなされ一定期間リストに載り、リスク状態に応じて無償割当などの措置を受ける。

#### (Vol.4) 2021年7月号 : EU、CBAM (国境炭素調整措置) 法案を公開

通常立法手続 (Ordinary Legislative Procedure)

欧州委員会が提出する法 (主に二次法) 案について、EUの立法府であるEU理事会と欧州議会の共同決定を必要とする立法手続のこと。審議は三読会制がとられ、第三読会までの間にEU理事会・欧州議会が承認・採択した場合、法案が成立する。欧州議会の諮問や同意のもとEU理事会のみで採択される「特別立法手続」と対比されるが、現在は多くの場合で通常立法手続がとられている。

税制・関税同盟総局 (DG TAXUD : Directorate General for Taxation and Customs Union)

「総局」とは欧州委員会の組織であり、日本の「省庁」のように特定の政策分野や業務を担う。中でも税制・関税同盟総局は、EU単一市場域内の税制全般や域外との関税を主に担当している。また、輸入貨物のリスク管理の強化等を目的として2021年3月から段階導入されている輸入品国境監視 (Import Control System 2 (ICS2)) も担っている。加えて欧州グリーンディールにおいては、CBAMの創設とエネルギー税指令 (Energy Taxation Directive (ETD)) の改定を担う。税制・関税同盟総局は5部門に分かれており、それぞれの担当事項は下記の表の通りである。

CNコード (Combined Nomenclature code)

関税同盟外の諸国との輸出入の際に商品进行分类し共通関税を設定するためのEUの関税品目分類コード。CNコードの分類に基づくEUの共通関税率などの情報は「EU統合関税率 (TARIC : Integrated Tariff of the European Communities)」というデータベースにまとめられている。CNコードは8桁で、国際的に使われるHSコード (1~6桁目) にEU独自のCN下位品目分類 (7~8桁目) を加えたもの。CBAMの対象品目はCNコードにより指定される予定。

デフォルト値 (Default value)

欧州委員会によるCBAM提案において、CBAM製品の排出量は輸出国のデータに基づいて算出することとされるが、信用できるデータが入手できない場合に、同様の製品を生産するEUの事業者 (下位10%) の平均排出量に基づいて算出される値のこと (電力は別方法)。入手可能な最良のデータ (the best available data) に基づき決定。(CBAM提案ANNEX IIIの4.Determination of default values referred in Articles 7(2) and (3)より)

「次世代EU」(NextGenerationEU)

コロナ禍からの復興対策に充てる7,500億ユーロ規模(2018年物価を基準とした額)の特別予算として2020年7月に合意された復興基金。景気回復のみならず、次世代に向けた持続可能な経済への構造転換を目指し、主にコロナ禍の打撃が特に大きい加盟国に対する財政支援に充てられる。復興基金の中核はRecovery and Resilience Facility(復興強靱基金)で、補助金やローンの形態で利用される。

## (Vol.5) 2021年8月号「Fit for 55 早わかり」

欧州新産業戦略(New Industrial Strategy for Europe)

2020年3月公表。①欧州産業の国際競争力の維持と公平な競争環境の整備、②2050年までの気候中立の実現、③デジタル化への対応を三本柱とし、欧州産業の世界市場におけるリーダーシップを向上させる戦略。さらに2021年5月に「2020年産業戦略アップデート」を公表。単一市場の強靱化、戦略分野における戦略的自律、グリーン・デジタルのツイン・トランジションに重点を置いた新たな措置を提案した。

新循環型経済行動計画(New Circular Economy Action Plan)

2020年3月公表。資源消費による環境負荷の低減や持続可能な成長、雇用の創出をもたらす循環型経済へ移行するための計画であり、欧州グリーンディールの基盤をなす。新たな計画では、持続可能な製品の標準化、消費者の権限強化、資源利用の多い産業や循環可能性の高い産業の重視、廃棄物の削減などを掲げている。2022年3月、サステナブルな製品のためのエコデザイン規則案を含む循環型経済政策パッケージ第一弾を公表。さらに2022年11月、包装や代替プラスチックに関する政策枠組み文書を公表した。

生物多様性戦略2030(Biodiversity Strategy for 2030)

2020年5月公表。欧州の生物多様性の回復を目指し、2030年までに欧州の陸上や海上のそれぞれ30%以上を保護対象にすること等を掲げる。コロナ感染拡大の最中に採択されたこの戦略はEU復興戦略の要に位置づけられ、人間の営みと自然とのバランス調和を通じて、より強靱な欧州社会の実現を目指す。2022年6月、欧州委員会は「自然再生法(Nature Restoration Law)」規則案を公表。農地、海洋、森林、都市環境で壊された生態系を回復し、自然再生を明示した初めての規則案。欧州委員会はまた、2030年までに化学農薬の使用量とそのリスクを50%削減することも提案した。

エネルギーシステム統合戦略 (Strategy for Energy System Integration)

2020年7月公表。より統合されたエネルギーシステムを構築するための計画。①エネルギーの無駄をなくし効率を高めることでエネルギー循環を向上させること、②発電における再生可能エネルギーの利用拡大、③特に脱炭素化の難しい部門における、水素などの再生可能な低炭素燃料への移行を三本柱としている。

欧州の気候中立に向けた水素戦略 (A hydrogen strategy for a climate-neutral Europe)

2020年7月公表。エネルギーシステム統合戦略を補完する戦略。再生可能エネルギーを用いて生産する「グリーン水素」と、化石燃料を用いて生産するが生産過程で排出される温室効果ガスの一部を回収する手法と組み合わせることで製造工程のCO2排出をおさえた水素（ブルー水素）の普及を推進する。開発期間を3段階に区切り、再生可能な水素の生産設備の導入量や生産量の目標値を設定している。

メタン排出削減戦略 (Strategy to reduce methane emissions)

2020年10月公表。二酸化炭素に次いで気候変動に及ぼす影響が大きい温室効果ガスであるメタンの排出量削減のための戦略。分野横断的な取組に加え、特に排出量の大部分を占めているエネルギー、農業、廃棄物の各産業を対象にしている。また、排出削減に積極的でない域外の国に対し、EUへの輸入品などに排出削減目標や基準を課すことも検討している。メタンについてはCOP26においても2030年までに2020年と比べて少なくとも30%削減する目標が掲げられ、COP27では米国・EU主導のグローバル・メタン・プレッジに150カ国以上が調印した。

洋上再生可能エネルギー戦略 (EU Strategy to harness the potential of offshore renewable energy for a climate neutral future)

2020年11月公表。「洋上再生可能エネルギー」には洋上風力発電や波力発電、潮力発電、および、その他の新興技術が含まれる。本戦略では、EU域内の洋上風力発電能力を現在の12GWから2030年までに最低でも60GWへ、さらに2050年までに300GWへと大幅な拡大を目指す。また、波力発電や潮力発電などその他の海洋エネルギーも、2030年までに1GW、2050年までに40GWへの拡大を目指す。

持続可能なスマートモビリティ戦略 (Sustainable and Smart Mobility Strategy)

2020年12月公表。2050年までに運輸部門における温暖化効果ガスの排出を90%削減するという目標達成のため、EUの運輸システムにおけるグリーン化やデジタル化、将来の危機に対する強靱化を掲げた戦略。ゼロエミッションの車、船舶、航空機の普及や、モビリティの自動化の促進などについて、2030年、2035年、2050年をマイルストーンとして設定した。

サステナブル・ファイナンス戦略（改定）（Strategy for financing the transition to a sustainable economy）

2021年7月公表。サステナブル・ファイナンスを促進する新たな戦略で、2018年に発表された「持続可能な成長への資金提供に関する行動計画（Action plan on financing sustainable growth）」を見直したもの。「トランジション・ファイナンス(脱炭素化の移行段階に必要な技術に対する資金供給)」、「包摂性」、「レジリエンス」、「グローバルな視点」の4つに重点を置き、EUタクソノミー（持続可能な経済活動を判断する分類基準）の拡張などを進める。同時に欧州グリーンボンド基準の提案も発表された。

## （Vol.6）2021年9月号：EU ETSの見直しとカーボン・プライシング

エネルギー貧困（Energy poverty）

人が生活する上で必要な暖冷房、給湯、調理用などの基礎的なエネルギーサービスを十分に享受できない状態のこと。収入の低さや家屋の質の悪さ、エネルギー効率の低い家電などが要因とされ、エネルギー価格の上昇に影響を受けやすい。明確な定義はないものの、推計では2019年に欧州で約3000万人がエネルギー貧困状態にあったといわれる。

イノベーション基金（Innovation Fund）

欧州グリーンディールの温室効果ガス削減目標達成に資する脱炭素技術の市場化を支援する資金提供プログラム。EU-ETSからの収入を原資として、エネルギー多消費産業における革新的技術、再生可能エネルギー発電、CCUS（二酸化炭素の回収・有効利用・貯留）等のプロジェクトに対し2020年から2030年の間に最大200億ユーロ（炭素価格による）を投資予定。2021年7月、EUはイノベーション基金の立ち上げ以来初となる、14のEU加盟国およびアイスランドとノルウェーでの32の小規模な革新的プロジェクトに対し、1億1,800万ユーロを投じると発表した。

近代化基金（Modernisation Fund）

一人当たりGDPが低いEU加盟国10カ国における電力部門の近代化を支援する基金。主に各加盟国と欧州投資銀行（EIB）が運営を担う。EU-ETSからの収入と、基金の対象となる加盟国からの追加を財源とし、主に再生可能エネルギー、エネルギー効率、エネルギー貯蓄、エネルギーネットワーク、炭素依存地域における雇用の配置転換等の公正な移行の分野に投資される。2021年から2030年の間に約140億ユーロの規模となる見通し。2021年8月、EUは、近代化基金からの初の資金提供となる総額3億443万ユーロがEIBから東欧3ヶ国（チェコ、ハンガリー、ポーランド）の投資提案に対して支払われたと発表した。

MtCO<sub>2e</sub>

“CO<sub>2e</sub>”は、ある一定期間に二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスがおよぼす地球温暖化の影響について、CO<sub>2</sub>の影響を1としたときの係数（地球温暖化係数（GWP、Global Warming Potential））を用いて換算した数値。“MtCO<sub>2e</sub>”は日本語では「CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）換算トン」。

EU理事会（Council of the European Unionまたはthe Council）

欧州委員会、欧州議会と並ぶEUの主要機関。EU各加盟国の閣僚（大臣）により構成される。EU基本条約上のEU理事会の名称は「the Council」であり、単に「理事会」という場合は、EU理事会を指す。EU理事会の議長国は半年交代（1～6月の上半期と7～12月の下半期）の輪番制で、全ての加盟国が持ち回りで務める。EU理事会の主な役割は、立法、加盟国の政策調整、EUの共通・外交安全保障政策（CFSP）の策定、国際協定の締結、EU予算の採択等。（加盟国の首脳、欧州委員会委員長らをメンバーとし、EU首脳会議とも呼ばれる「欧州理事会」（European Council）とは異なるので注意。欧州理事会は全体的な政治指針と優先課題を決定する、政治的最高意思決定機関である。）

#### **(Vol.8) 2021年11月号：EUの生物多様性戦略**

愛知目標（Aichi Biodiversity Targets）

2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「生物多様性戦略計画2011-2020」においてまとめられた、生物多様性を保全するための国際的な目標のこと。長期目標、中期目標、および20の個別目標からなる（図参照）。各国はこれらの目標達成に向け必要に応じ国別目標を設定し、国内の生物多様性国家戦略に組み込んでいくことが求められた。

Natura 2000

希少な自然生息地や、希少種・絶滅危惧種の繁殖地および休息地を長期的に保護するためのEU域内ネットワーク。1992年に発効した「生息地指令」（Habitats Directive）により設置された。全てのEU加盟国にまたがって域内の陸上の約18%、海洋の約8%が保護区に指定されている。保護区は私有地の割合が高く人の活動も厳しくは制限されていないが、加盟国は保護地区を生態学的、経済的に持続可能な形で用いる義務がある。

森林法施行・ガバナンス・貿易行動計画  
(Forest Law Enforcement  
Governance and Trade = FLEGT Action  
Plan)

持続可能かつ合法的な森林管理の強化やガバナンスの強化、合法的に生産された木材の取引促進を通して違法伐採を減らすことを目的に2003年に策定されたEUの行動計画。ここでの違法伐採は法に反して木材を伐採、加工、輸送、売買すること全般を指している。違法伐採は環境面で森林破壊や生物多様性の損失、温室効果ガスの排出等の悪影響を与えるのみならず、地域住民と先住民間の紛争、汚職、人権侵害、貧困の悪化などの原因ともなっている。

REDD+ (Reduced Emissions from  
Deforestation and forest Degradation-  
plus)

2013年の国連気候変動枠組条約の第19回締約国会議 (COP19) において「REDDプラスのためのワルシャワ枠組み」が採択され、さらに2015年のCOP21において合意に至った。二国間・多国間で、森林保全のための体制整備や活動実施、森林モニタリングに関する技術支援を行う枠組み。

自然資本 (Natural capital)

自然資本とは、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本 (ストック) のこと。社会経済を支える資本として自然環境を位置付ける考え方であり、特に国家運営や企業経営において自然資本の適切な価値評価や管理の取組が求められるようになっている。

生物多様性の主流化 (Biodiversity  
mainstreaming)

生物多様性に配慮した社会経済への転換を目的とし、地球規模から市民生活のレベルまでのさまざまな社会経済活動の中に生物多様性の保全と持続可能な利用を組み込むこと。愛知目標の戦略目標Aに掲げられており、日本の「生物多様性国家戦略2012-2020」では、愛知目標の達成に向けたロードマップとして、自然の恵みを供給する地方とその恩恵を受ける都市との間で支え合う「自然共生圏」の考え方などが示された。

ネイチャーポジティブ (Nature  
positive)

生物多様性の保全の文脈において、自然を優先する、増やす、自然破壊に歯止めをかけ損失をプラスに転じさせることなどを意味する言葉。ネイチャーポジティブを求める機運は近年特に高まっており、多数国の首脳による「リーダーによる自然への誓約 (Leaders' Pledge for Nature)」では2030年までに生物多様性を回復に向かわせるというネイチャーポジティブの考えに基づいた約束事項が掲げられた。

## (Vol.10) 2022年1月号: EUタクソノミー 概説

ESG投資	定量的な財務情報だけではなく、非財務情報である環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス (Governance)要素を考慮した投資のこと。ESG投資残高は2020年には世界全体で35兆3千億ドルに達し、2018年比で15%、2016年比で55%増加した。日本では、2015年に年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF)が、投資にESGの視点を組み入れること等を掲げる国連責任投資原則(PRI)に署名したことなどを契機に広まった。2020年のESG投資残高は2018年から34%増の2兆874億ドルであった。(数値データはGlobal Sustainable Investment Alliance (GSIA) によるGLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW 2020より)
グリーンウォッシュ (Green-washing)	グリーンウォッシュは、企業等が投資家や消費者に対し、実際に行っている以上に環境に配慮していると主張するといった、見せかけの環境対策に使われる表現。「うわべを取り繕うこと」を意味する Whitewashingと「環境にやさしいこと」を意味するGreenを組み合わせて造られた。消費者の環境意識の高まりとともに増加傾向にある。規制状況は世界各国で異なる。欧州委員会は2021年にオンライン市場におけるグリーンウォッシュのスクリーニング調査を行い、オンラインサイトの42%でEU法に違反する可能性のある誇張や誤った表現が確認され、企業に対して 是正を求めるとしている。
非財務情報開示指令(NFRD: Non-Financial Reporting Directive)	2014年に制定された本指令により、一定規模以上の企業は、年次報告書である マネジメント・レポートでの非財務情報の開示を義務付けられている。対象になる企業は、EU域内に設立された従業員500名以上の上場大企業等 (large undertakings) で、開示項目としては、環境、社会、雇用、人権の尊重、汚職・贈収賄の防止等に関連する事項等。NFRDを受け、各加盟国は 2017 年1月1日以降に開始する会計期間より適用開始となるよう国内法制化を行うことが求められた。現在、開示規制を拡大する指令 (企業サステナビリティ報告指令) への改正が予定されている。
企業サステナビリティ 報告指令(CSRD: Corporate Sustainability- information Reporting Directives) 案	2021年に欧州委員会が公表した指令案で、既存の非財務情報開示指令(NFRD)の規制強化が提案された。企業による非財務情報に関する報告の有用性、比較可能性、信頼性等の向上を目的とする。本指令案は、2022月11月、欧州議会とEU理事会により承認され、今後必要な手続きを経て各加盟国にて国内法化されることになる。CSRDは大きな制度枠組みを決めるものであり、具体的な開示項目や基準は、欧州委の委託を受けた欧州財務報告諮問グループ(EFRAG:European Financial Reporting Advisory Group)が策定する。

サステナブル・ファイナンスに関するプラットフォーム (Platform on Sustainable Finance)

「タクソノミー規則」の下設置された欧州委員会の助言機関で、EUタクソノミーの実施に必要な技術的準備等において、欧州委員会をサポートする役割を担う。様々なセクターから集められた57人の構成員に加え11人のオブザーバーによる全体会議の他、6つの作業部会と技術スクリーニング基準を扱うタスクフォースから成る。

サステナブル・ファイナンスに関する加盟国専門家グループ (Member States Expert Group on Sustainable Finance)

「サステナブル・ファイナンスに関するアクションプラン」の一環として2018年に創設された組織で、欧州レベルと国レベルでのサステナブル・ファイナンスの取り組みを効果的に調整できるようにし、欧州委員会による政策立案をサポートする役割を担う。加盟国から集められた金融市場や環境の専門家で構成されている。(技術専門家グループ(TEG: Technical expert group on sustainable finance)とは異なるので注意)

#### (Vol.11) 2022年3月号: EUタクソノミー : 天然ガスと原子力に関する補完的委任法令採択

復興レジリエンス・ファシリティ  
(RRF:Recovery and Resilience Facility)

RRFとは、新型コロナ禍からの復興対策として、コロナ禍の打撃が特に大きい加盟国が実施する改革や投資などに充てるためのEUの大型財政支援。RRF予算全体は約7,238億ユーロ(うち、融資(loans)約3,858億ユーロ、返済義務のない補助金(grants)約3380億ユーロ)。

トランジションの活動 (Transition activities)

タクソノミー規則では、サステナブルな経済活動として認められる要件のひとつとして、「6つの環境目的のうち1つ以上に実質的に貢献する(substantially contribute)」という基準(以下「SC基準」という。)がある。そのSC基準に基づき経済活動ごとの技術スクリーニング基準(TSC)が決められる。SC基準は3種類に分類され (Low-carbon:低炭素の活動(規則10条1項) / Transitional:トランジション(グリーンへの移行段階)の活動(規則10条2項) / Enabling:可能にする活動(規則16条))、原子力とガスはTransitionalに分類される。

## (Vol.12) 2022年3月号 : EUのロシア産ガス依存解消に向けた「REPowerEU」計画の概要

「安定・成長協定(SGP:Stability and Growth Pact)」と「一般免責条項 (general escape clause)」

EUの財政枠組みであるSGPは、通常、予算年次ごとの財政赤字をGDP比3%以内に抑えるとともに、債務残高がGDP比60%を超えないことを加盟国に求めている。しかし、欧州委員会は2020年3月、EU域内での新型コロナウイルス感染拡大を「異常事態」とし、財政規律要件の適用の一時停止(一般免責条項general escape clauseの発動)を提案して、EU理事会(閣僚理事会)が提案を承認した。これによりコロナ禍の非常事態を乗り切るため加盟国がより柔軟に財政出動を行えるようになっている。

## (Vol.13) 2022年4月号 : EUのサーキュラーエコノミー政策 (概説)

第6次環境行動計画 (Sixth Community Environment Action Programme)

2002年7月に採択されたEUの行動計画 (Decision No 1600/2002/EC of the European Parliament and of the Council of 22 July 2002 laying down the Sixth Community Environment Action Programme)。2002年から2012年までの10年間のプログラムで、気候変動危機への対応、GHG排出削減目標の達成、生態系の保全、環境改善を通じた市民の健康と生活の質の向上、資源効率改善、サステナブルな廃棄物処理への移行などを目標に掲げた。具体的な戦略アプローチとして、政策横断的に環境への配慮を求める環境統合の原則、市場や産業界、消費者を巻き込みサステナブルな生産・消費行動を促進することを目指した。

「修理する権利」 (Right to repair)

サーキュラーエコノミーの観点から、消費者が購入した製品を修理しながらより長く使用できるよう、製品の修理しやすさや耐久性に関し情報提供を行い、また、修理用部品の調達しやすくするという文脈でEU諸政策のなかで使われる用語。たとえば、家電製品に関する規制では販売者に対して一定期間、修理用のサービスパーツを保持・供給することなどが義務付けられている。

エレン・マッカーサー財団 (Ellen MacArthur Foundation)

元プロ・セーリング選手のエレン・マッカーサー氏が設立した、イギリスのチャリティ・コミッションに登録する慈善団体。気候変動、生物多様性の喪失、廃棄物、汚染といった環境課題に取り組み、サーキュラーエコノミーへの移行を加速させることを目的に2010年9月に設立された。国際ネットワークの構築や研究・調査を行い、サーキュラーエコノミーに対する認識の醸成に貢献したといわれる。

デジタル製品パスポート (DPP : Digital Product Passports)

2020年3月発表の新CEAPでは、製品、部品および原材料に関する情報、それらのリサイクル性や分解性などについて透明性とトレーサビリティを確保することが産業製品に求められた。デジタル技術を活用し、製品ライフサイクルのあらゆる段階（設計、製造、使用、廃棄）において事業者や消費者やデータに確実かつ容易にアクセスできるようにする取組が進められている。「デジタル製品パスポート」はデジタル化された基本データの総称。

#### (Vol.14) 2022年5月号 : 「REPowerEU」計画の詳細解説

IPCEIs : Important Projects of Common European Interests

EUでは、加盟国間の公平な競争条件 (LPF : level-playing field) を維持促進するため、EU機能条約第 107 条に基づき、自国企業のプロジェクトに対して加盟国（地方政府及び地方公共団体も含む）が供与する補助 (State aid) が禁止されている。一方、欧州の共通利益に資する重要プロジェクトについては国家支援が認められる制度があり、IPCEIs (Important Projects of Common European Interests) と呼ばれる。

再生可能な水素 (renewable hydrogen)

再生可能エネルギーから得られる電気を動力とする電解装置で水を電気分解して製造される水素。「再生可能な水素」の製造から放出されるライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量はほぼゼロであり、クリーンな水素 (clean hydrogen) とも呼ばれる。EUでは欧州委員会の委任規則案等による定義・基準作りが進められている。(いわゆるグリーン水素 (再エネ由来)、グレー水素 (化石燃料由来)、ブルー水素 (CO2を回収・貯蔵・利用 (CCUS)) などは生成方法等による一般的な分類。)

Hydrogen Valley

EU域内の遠隔地や島嶼地域など限られた地域において再エネ由来水素の地産地消促進のため設定されるクラスター。水素生産、貯蔵、消費すべての要素を統合エコシステムに組み込み、当該地域のニーズに応じて規模や範囲は柔軟に設定される。

## (Vol.15) 2022年6月号 : EU電池規則案をめぐる最新動向 (前編)

カーボンフットプリント (CFP : Carbon Footprint)

「材料1単位の製造に係る温室効果ガス (GHG) 排出量 (排出量原単位) × 各材料の投入量」を積算し、製品単位のGHG排出量を求めたもの。気候変動対応への関心の高まりを背景に、ライフサイクル全体でのCFPを算定・公表するなどGHG排出量の「見える化」に取り組む企業が増えている。EUでは、欧州委員会がパイロット事業を行うなど規格化が進められ、製品の原材料調達から生産、使用後処理までの環境負荷を測る「製品環境フットプリント (PEF)」というガイダンスがある。日本にも「エコリーフ」や「Carbon Footprint of Products (CFP)」として知られる、ISO国際規格準拠の算定プログラムが存在。

通常立法手続き (ordinary legislative procedures) と「トリローク」 (Trilogue)

EUの立法手続きには通常立法手続き (議会の共同決定が必要) と特別決定手続きがあり、現在はほとんどが通常立法手続き。通常立法手続きにおける審議は三読会制で、第一読会で欧州議会と理事会が合意に至らない場合は第二、第三読会へと進むが、時間がかかり過ぎるため第一読会での合意を目指す努力がなされている。そこで活用されるのが「トリローク」と呼ばれる制度。トリロークは、理事会・欧州議会・欧州委員会の代表による非公式な三者対話で、トリロークでの合意はその後、欧州議会・理事会で正式な承認手続きを経る必要がある。

軽量輸送手段 (LMT : light means of transport)

LMTは、750W未満の電気モーターを搭載し、走行時に人が座り、電気モーターのみ、またはモーターと人力の組み合わせを動力とする車輪付き車両と定義されている (欧州委員会による電池規則案第2条 (9))。電動自転車や電動スクーターなどの電池がLMT電池に含まれると考えられる。現時点では、ポータブル電池の回収目標 (第48条) などの適用対象からLMT電池が除外されているが、LMT用電池の増加を踏まえ、欧州委員会では今後対象に入れることを検討するとしている。

## (Vol.16) 2022年7月号 : EU電池規則案をめぐる最新動向 (後編)

ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGP)

ビジネスのグローバル化に伴い、民間企業が事業進出先で国境を越えて深刻な人権侵害を引き起こしている事象の発生を背景に、「人権と多国籍企業」に関する国連事務総長特別代表のジョン・ラギー教授が「ビジネスと人権に関する指導原則 : 保護、尊重及び救済の枠組みにかかる指導原則」を策定し、2011年の第17回人権理事会の決議において支持 (endorse) された。この原則は、企業がサプライチェーンでの人権デュー・ディリジェンスを求められるきっかけとなり、その後の国際的な各種ガイドラインや各国の政策のベースとなっている。

EU紛争鉱物規則

正式法令名は、Regulation (EU) 2017/821 of the European Parliament and of the Council of 17 May 2017 laying down supply chain due diligence obligations for Union importers of tin, tantalum and tungsten, their ores, and gold originating from conflict-affected and high-risk areas。対象鉱物を「紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）」から調達するEUの精錬事業者や輸入事業者に対して、鉱物採掘等によって紛争や人権侵害を助長していないことを確認するデュー・ディリジェンスを義務付けている。

紛争地域および高リスク地域  
(CAHRAs)

EU紛争鉱物規則第2条の定義によれば、武力紛争の状態にある、または、紛争終結後の脆弱な状態にある地域、統治及び治安が弱体化または不存在で、人権侵害を含めた国際法の違反が広範囲かつ組織的に発生している地域。欧州委員会のDG TRADEがRAND EuropeにCAHRAsリストの管理・更新等を委託しており、詳細なメソドロジーや判定プロセスはRANDのサイトで公開されている。EUのCAHRAsリストは2020年12月公開以降、4半期ごとに更新されている。

#### (Vol.17) 2022年8月号：建物の脱炭素に向けたEUの規制動向と「Renovation Wave」戦略（前編）

建物エネルギー性能指令  
(EPBD : Energy Performance of  
Building Directive)

EPBDは、住宅・建築物のエネルギー消費削減に関わる規制の導入をEU加盟国に義務付ける指令。現行のEPBD指令は、2010年に施行、2018年に改定された指令2010/31/EU（2002年に制定された旧指令(\*3)は、2010年の改正指令施行により廃止）。各加盟国で導入のスピードや達成度合に差があること、省エネ効果が高い抜本的な改修（deep renovations）が少なく既存の建物のエネルギー効率改善が進まないこと等の課題に対応し、また、欧州グリーンディールの野心的な目標達成に向けて、2021年12月、欧州委員会はEPBDの改正法案(COM(2021) 802 final)を提出し立法手続き中。

エネルギー効率第一（Energy Efficiency First）の原則

Regulation (EU) 2018/1999 on the Governance of the Energy Union and Climate Action の第2(18)条で定義された EU気候変動対策における重要な原則。エネルギー計画や政策立案、投資判断において、エネルギー需給の効率を高めるための方策を最大限考慮すること。特に、費用効率のよい省エネ手法の選択、ダイヤモンド・リスポンスやより効率的なエネルギー変換・送配電が挙げられている。2021年9月には欧州委員会からガイドラインと事例が示された（Recommendation (EU) 2021/1749 on Energy Efficiency First: from principles to practice — Guidelines and examples for its implementation in decision-making in the energy sector and beyond）。

ライフサイクル全体のGHG排出

建物部門での排出は従来、冷暖房や照明その他建物設備使用に由来するCO2排出（operational carbon）を指すことが多かったが、近年、建材に内包される排出（embodied carbon）も重要視されており、建物のライフサイクル排出量への意識が高まっている。IEAのGlobal Status Report 2018によれば、建材由来のCO2排出は、年間の建物関連のCO2排出の28%に相当し、世界の年間CO2排出の11%を占めるという。上述のEPBD指令の改正案は、ライフサイクル全体のGHG排出を、ゆりかご（建設資材の原材料）から墓場（建物の解体、建材のリサイクル、廃棄等）までの全段階における建物由来の合計GHG排出と定義している。

#### **（Vol.18）2022年9月号：建物の脱炭素に向けたEUの規制動向と「Renovation Wave」戦略（後編）**

新欧州バウハウス（New European Bauhaus）

新欧州バウハウスは、2020年9月に立ち上げられた、欧州の芸術、文化、科学技術などの幅広い分野を融合して新たなライフスタイルを生み出すプロジェクト。気候中立やサステナビリティを設計・デザインに組み込んで、革新的で創造的な欧州市民の美意識を育むことを目的とする。

Renovation Wave

2020年10月に欧州委員会が発表した政策文書のタイトル。EU全体に建物改修の大きな「波」を巻き起こそうとする政策で、低炭素社会と経済成長の両立を建物部門においても実現することを目指す。具体的な目標値として、2030年までに3,500万棟の改修目標を掲げた。また、2030年までに2015年比で建物からのGHG排出量を60%、最終エネルギー消費量を14%、冷暖房によるエネルギー消費量を18%、それぞれ削減する目標を示した。

#### (Vol.19) 2022年10月号：サステナビリティ情報の開示・報告に関するEU規制動向（1）－任意開示から義務化へ

ダブル・マテリアリティ（Double materiality）

開示における重要性（マテリアリティ）の概念については、国際的に様々な議論がある。IFRS・ISSB基準では、環境が企業財務や企業価値に与える影響、つまり投資家の投資判断のために必要な情報にフォーカスするシングル・マテリアリティをベースとしている。一方、EUは「気候変動が企業に与えるインパクト」に加え、「企業が気候変動に与えるインパクト」を報告するダブル・マテリアリティ原則を採用しており、この考え方はEUのサステナビリティ開示制度を貫く重要な思想である。投資家のみならず、社会・環境といった広範囲のステークホルダーを含むこの概念は、情報開示範囲を拡大するもの。

#### (Vol.20) 2022年11月号：サステナビリティ情報の開示・報告に関するEU規制動向（2）－EFRAG、サステナビリティ報告基準の最終草案を提出

欧州サステナビリティ報告基準（ESRS：European Sustainability Reporting Standards）

企業のサステナビリティ報告指令（CSRD）に基づき、具体的な開示項目やルールを定める基準書。欧州委の委託を受けた欧州財務報告諮問グループ（EFRAG：European Financial Reporting Advisory Group）が策定することになっている。CSRD適用企業は、ESRS基準に基づいて具体的な開示を行うことになるため、CSRDとESRSの両方を参照する必要がある。EFRAGは、2022年4月にESRSの公開草案（Exposure Drafts）を発表し、パブコメを実施。パブコメで寄せられた意見を踏まえ、2022年11月、EFRAGはESRS最終草案一式を欧州委員会に提出した。